

債権譲渡制限特約に関する意見 (預金実務の観点から)

<目次>

1. 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 債権譲渡禁止特約の効力が相対効化された場合・・・・・・・・ 2
3. 想定される問題事例
 (1) 預金の特殊性に起因する問題・・・・・・・・・・・・ 3
 (2) 将来債権譲渡の問題・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 「譲渡できる預金」の作出による
 制度の濫用ならびに紛争多発の懸念・・・・ 7
5. 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2014年7月8日

法制審議会民法（債権関係）部会
中原利明

1. 現状

- ✓ 預金取引は簡便な財産の保管手段かつ決済手段であり、国民の大多数がこれを利用している。
- ✓ 債権回収の局面では預金に対する差押えが多用され、差押えへの対応業務に相応のコストをかけて対応している。

- ✓ 一方、各種預金規定においては譲渡禁止特約が付されており、同特約は悪意重過失の譲受人に対して絶対的効力を有している。
- ✓ さらに、預金に譲渡禁止特約が付されていることは周知のものとする判例法理（最判昭48.7.19）が存在するため、銀行が預金債権の譲渡通知を受領することは現状ほぼ皆無。

銀行は、預金の譲渡に関する管理を考慮する必要がないことを前提に事務・システムを構築している。

2. 債権譲渡禁止特約の効力が相対効化された場合

民法(債権関係)部会資料78B:債権の譲渡性とその制限

譲渡制限特約によって債権譲渡の効力は妨げられないという考え方を採用する場合に、次のような規律を設けることについて:

- ✓ 悪意又は重過失の譲受人への債権譲渡においては譲渡人に取立権限を与える。
- ✓ 債務者には譲受人の主観を問わず供託する権利を与える。
- ✓ 譲渡人について破産手続開始決定があった場合に限り譲受人からの請求により債務者に供託義務が生じる。

問題点

- ✓ 上記のような規律が設けられたとしても、次頁以下の事例のように過度に複雑な権利関係を生じ、従来の銀行の預金管理実務の範囲内で対応することは非常に困難。
- ✓ 預金債権においては、振込という簡便な債権の移転手段が普及しているが、新たに債権譲渡という移転手段を設ければ、銀行はこれに対応したシステムを構築しなければならない。具体的には、銀行は各預金に関して送付を受けた債権譲渡通知の内容を吟味して、その内容に従った預金の管理を行わざるを得ないため、管理コストが著しく増大する。
- ✓ 預金債権について譲渡禁止特約の効力を弱めることは、国民経済にとってコスト比有益でないと考える。

3. 想定される問題事例

(1) 預金の特殊性に起因する問題

預金の特殊性

- ✓ 預入れおよび払戻し(入出金)が不定期に行われ、その都度1個の債権となり、債権額が時々刻々と変動するという特殊性を有している。
- ✓ 入出金により入れ替わる預金を「色分け」することは困難であり、これについて定説も存在しないと思われる。

想定事例

- ① X月1日、預金者Aの有する普通預金口座(以下「本件口座」)につき、100万円の普通預金が存在
- ② X月2日、AからBに預金を譲渡したとする通知が銀行に送達
- ③ X月3日、本件口座に100万円が入金(残高200万円)
- ④ X月4日、本件口座から100万円をAがATM(現金自動預払機)で出金(残高100万円)
- ⑤ X月5日、A(譲渡人)の債権者甲より本件預金100万円の差押え
- ⑥ X月6日、Aにつき破産手続開始。B(譲受人)より供託請求

3. 想定される問題事例

(1) 預金の特殊性に起因する問題

【事例(抜粋)】

②X月2日、AからBに預金を譲渡したとする通知が銀行に送達

③X月3日、本件口座に100万円が入金(残高200万円)

④X月4日、本件口座から100万円をAがATM(現金自動預払機)で出金(残高100万円)

上記事例に係る問題点

- ✓ ④の時点における預金残高100万円が、債権譲渡対象の預金債権であるか否かが不明。すなわち、④においてATMで出金した100万円が譲渡対象の預金であると考えれば、「債権譲渡済の預金を譲渡人が取立権限を行使して取立てた」ということになり、本件口座に残る100万円は「譲渡対象でない」ということになる。
- ✓ 一方、③の時点で入金された100万円(債権譲渡通知後に入金されたもの)を④の時点で出金したと考えれば、②の譲渡通知時に存在した預金100万円は残存することになり、本件口座に残った100万円は「譲渡対象」ということになる。
- ✓ ③の入金後の預金は、②において譲渡された預金と同一性を保っているといえるかにより対応が異なることとなる。
- ✓ さらに、入出金のたびに更改類似の効果が生じ、従前の預金債権と入出金後の預金債権との間に同一性がないとの解釈もあり、その場合は譲渡対象預金は存在しないことになる。
- ✓ つまり、③の入金後の預金が、②において譲渡された預金と同一性を保っているといえるかどうかにより銀行の対応は異なることとなるが、同一性を判断する定説はないし、もし基準があるとしても銀行が同一性を逐一判断することは困難である。

3. 想定される問題事例

(1) 預金の特殊性に起因する問題

【事例(抜粋)】

⑤X月5日、A(譲渡人)の債権者甲より本件預金100万円の差押え。

⑥X月6日、Aにつき破産手続開始。B(譲受人)より供託請求。

前頁の問題に加え、以下のような問題が生じる。

- ✓ ⑤の段階で権利供託できるか(残存している預金100万円は譲渡対象預金と同一性を保っているといえるか)
- ✓ ⑥でなされる譲受人からの供託請求に応じる義務があるか(一方、応じない場合には債務不履行となるリスクがある)

膨大な取引量のある預金につき、個々にこのような管理を行うことは実務上困難である上、管理するとしても、簡便・迅速な払戻が困難になりかねない。

3. 想定される問題事例

(2) 将来債権譲渡の問題

膨大な預金口座を管理する銀行にとって、将来債権譲渡の対象となった普通預金口座に入金がある都度、これを把握して供託することは極めて管理負荷が高い。まして、下記のような様々な譲渡バリエーションを考慮すれば、もはや簡便・迅速な預金取引の維持は不可能と言わざるを得ない(特に、④や「金●円に満つるまで」の譲渡への対応については、困難を極める)。

【債権譲渡のバリエーション】

- ① 限定を付さず「預金債権を譲渡する」とするもの
- ② 通知時に存在する預金残高のみを譲渡するもの
- ③ 預金残高のうち、発生時期を限定せずに、一定額のみを譲渡するもの
- ④ 始期と終期を定め、その間に発生する残高を譲渡するもの
- ⑤ 通知時に存在する残高及び通知時以降に発生する預金債権全部を譲渡するもの

※上記のバリエーションに加え、さらに「金●円に満つるまで」との譲渡も勿論可能であると解されることから、「譲渡の対象となった普通預金債権のうち、いくらを譲渡人に支払い、いくらを供託したか(「満つるまで」の枠はいくら残っているか)を管理する必要が生じる。

※将来生ずる預金についての差押えにつき、銀行は特定の普通預金口座への入出金を自動的に監視し、常に預金残高を一定の金額と比較するシステムがないことを理由に不適法とした最高裁決定(平成24年7月24日)もある。

4. 「譲渡できる預金」の作出による 制度の濫用ならびに紛争多発の懸念

✓ 差押えの免脱行為

- ⇒ 預金債権をあらかじめ第三者に譲渡する通知を銀行に送付しておくことにより、実質的にそれ以降の差押えを免脱する行為が懸念される。
- ⇒ このような制度の濫用は公序良俗に反するものとも思われるが、第三債務者たる銀行が公序良俗に反するものかどうか判断することはできないから、銀行の側でこれらの濫用的な行為を防止することは困難である。

✓ 濫用的な預金債権の譲受

- ⇒ 譲渡人の破産手続開始時に債務者(銀行)に供託義務が課され、譲受人だけが供託金還付請求権を有するとなれば、債権者一般にとって簡易かつ安価な債権回収手段を提供することになるから、濫用的に「とりあえず」預金債権を譲り受けておくというインセンティブが働き得る。

債権譲渡にかかわる法改正の趣旨は本来、債権流動化による資金化(債権の現金化)に資することである。典型的には支払期限が先にある売掛金を譲渡あるいは質権設定することにより現金化することや、将来得られるはずの債権を現時点で現金化することなどが挙げられる。しかし、預金はすでに現金化されているも同然であり、さらに預金口座内の資金の移転手段としては振込が普及しているので、あらためて流動性を高める需要は乏しい。

5. 結論

債権流動化による資金調達機会拡大の観点から本件改正案の意義は理解するが、頻繁に入出金が行われる膨大な預金口座を管理する銀行にとっては、個々の入出金取引を管理することは困難であり、現状の円滑な払戻し業務に支障が生じることから、預金債権は適用対象外とすることを要望します。